

工藤平助「報国以言」と一八世紀後期の長崎貿易政策

鈴木康子

はじめに

『赤蝦夷風説考』（上巻）は一七八三（天明三）年正月に、工藤平助によって田沼意次へ提出された。^①これは蝦夷開発の重要性や、ロシアの脅威とともにロシア貿易の可能性を示唆したものである。この考えを受けて、幕府は一七八五（天明五）年に蝦夷の調査を行うことになった。^②そのため、周知のように『赤蝦夷風説考』は、幕府による北方政策の本格的始動の契機となったものとして高く評価されている。

ところが工藤は、この『赤蝦夷風説考』とほぼ同時に、長崎貿易を中心とする抜荷防止策や貿易制度の改革などについて「報国以言」と題する意見書も提出している。しかし、これについては、その効力がわからないまま現在に至っている。そのため、その内容については断片的に引用されることはあるものの、この内容全体の分析や、この意見書が

その後の幕府の長崎貿易政策などに与えた影響について包括的に考察されることなく今日に至っている。

「報国以言」がこれまで全く注目されないままになっている理由として考えられるのは、まず、それを紹介している『通航一覽』の冒頭において編集者が注釈の文章を載せており、その内容が影響していると思われる。そこには、「天明のはしめ、松平陸奥守重村の侍医工藤周庵なるもの、抜荷の事を論じてこれを奉る、役人分て二巻となし、報国以言」と題す、時の執政田沼主殿頭意次、これを御勘定奉行松本伊豆守に下して、建議の当否を糺明せしむ、伊豆守熟察して、長崎貨物の抜荷を制するに、大臣を用ふべきといふ事を論し、商賈姦猾の為に、老中大坂に在勤せん事、鶏を割くに牛刀を用ふるの類なりと駁し、諸商の事を論ずるに、周礼の文を引当せしも、当時封縣の制において行ふへから

さるよしを述べ、其他件々みな書生の一言言なれば、用ふるに足らざる旨を言上せしといふ^③とある。これによれば、この意見書が提出された際、田沼意次がこれを勘定奉行の松本秀持に熟読させた結果、松本は、この内容が取るに足らないものと結論づけていたとしている。これにより後年、この意見書は当時の田沼の下で辣腕を振るっていた松本によって退けられたものと解釈されても仕方のないことであろう。

また、もう一つの理由としては、「報国以言」が書かれた一八世紀後期、とりわけ天明・寛政期の長崎貿易の状況について、これまであまり研究が進んでいなかったことがあげられるだろう。この意見書を分析するためには、天明期までの長崎貿易の推移と、その後の幕府による長崎貿易政策について、ある程度理解されていなければ判断しかねる部分が多い。そのため、この意見書については長崎貿易研究からは山脇悌次郎氏が多少言及している程度である^④。しかし、近年はこの一八世紀後期の長崎貿易についても、様々な論考がなされ、次第にその実態が明らかにされてきている^⑤。

そこで本稿では、この工藤の意見書の内容について紹介

するとともに、その内容の分析、そして、この意見書がその後の幕府の政策や、その他に与えた影響について考察していきたい。

一、「報国以言」の構成

この意見書は出版されたわけではないので、世間に広く流布することはなかった。従って、現在確認できる写は、『通航一覽』に掲載されているものと、鷹見泉石によって写されたとされるものが古河歴史博物館に所蔵されているのみである（以下、この写を古河本とする^⑥）。まず古河本には、一七九三（寛政五）年に源春浅による「序」がつけられている。『通航一覽』にはないので、ここで紹介しておくたい。すなわち、

報国以言序

此草紙之儀は、古キ反古之内より見出申候二付、及一覽候処、其内二可為穢密事共も有之候二付、如何鋪儀ニ茂存候間、火中可仕歎共奉存候得共、能、作者の心を考候ニ実ニ国恩を奉報度心厚ク言を尽シ申述候事ニ而被取用候段ニ至り候ハ、国用ニも可相成事も可有之候、扱又此草紙之趣意何事も理詰理屈押而申述候事

二御座候処、惣而天下之事は理屈ニ而は不參物ニ而、凡世の中の諸向之儀ニ付、理屈の語り不申事有之候時すへて公儀之御事ハとて笑を含ミテ濟シ候事、是当世の振合ニ而、此所ニ深キ意味有之、是則御代長久之子細ニ而広大成御政徳皆此訳も無之様成所ニこもり居候事、聊も中、恐有恐悦成目出度御代と奉存候儀は心なき我、迄相心得悦服仕候儀ニ御座候処、一方きくに理屈すき成輩や二もすれハ御政事之上ニ而理詰之儀ヲ以評議仕候儀は、当時之御政躰ニ深キ御意味被為在此段者実ニ唐土の先王之道と申ニも増り候事有之事と不奉存故ニ御座候、乍然異国交易之儀は我國斗之儀と違、異国人江押合候事故、此筋之儀斗は一統之御振合をはつれ、理屈ヲ以取極メ可申儀かとも被存候間、此草紙の趣向も難捨所有之哉之様ニ奉存候、依而取繕上下二冊ニ仕置為序文之此段之儀及演説候、恐惶謹言

天明三年癸卯 正月十一日

(下) 雑部については注14を言及して、(6)

とある。『赤蝦夷風説考』には工藤自身が書いた序論があり、その内容は端的で明解な内容となっている。⁸ところが、この「報国以言」には当初序文がなかったようで、後に源春浅という者によって跋文が書かれた。しかし、この跋文は、

これを偶然見つけたということから始まり、その内容には話してはならないことなどあるのでどうかと思つたが、おそらくこの作者はこの国を思い、その恩に報いたい一心で書いているので、これを採用したならば国のためにもなるだろうといった書きぶりである。そしてまた内容が理論的すぎて政治はすべて理論では押し進められないが、外国との貿易は日本だけの問題ではなく外国人と折衝するため、理論的でなければ難しいので、この内容も捨てがたいとしている。

この序には、このようなことを提言していいのかといった跋者の一抹の躊躇いがあるように思われる。『赤蝦夷風説考』の序論については工藤自身が書いて、その内容が明解なのは、北方関係については、それまで幕府の政策自体全く行われてこなかった地域のことに関しての意見書であるうえ、まだ未開の地域の紹介をも含むため、直接的な表現で進められる。ところが、「報国以言」は、これまでの長崎貿易の問題点を指摘し、その改善策を提示しているため、ともすれば、これまでの幕府政策が失策であったとの幕府批判とも捉えられかねない。おそらく、そのために工藤は序論を書かず、跋者も曖昧な表現に終始しているのである

う。

実際、長崎貿易やその改革への意見書については、正徳新例制定以前に新井白石が、当時長崎奉行であった別所播磨守と久松備後守に求めて提出された意見と、実質的な正徳新例の立役者でもある長崎奉行の大岡備前守に求めたものがある¹⁰。それ以外には、意見書という形ではないが、寛延期の松浦河内守信正、宝曆・明和期の石谷備後守清昌による改革における様々な意見や実施内容があげられる¹¹。また、石谷備後守は、長崎改革のために長崎地下役人から意見を求めることもあった¹²。このように、長崎貿易に関する意見については、基本的に為政者から下の者へ求めて上申させるものである。しかも複雑な長崎貿易に対して意見が出来るのは、やはり長崎の諸事に直接携わった経験のある長崎奉行か、一八世紀後期から長崎に在駐するようになってきた勘定所役人、そして長崎の地下人程度であろう。

そういう中で、長崎に訪問したこともない仙台藩の侍医である工藤平助が長崎貿易に関して意見書を幕府に提出するということとは、特異な事例ということになる。そういう意味においても、極めて興味深い意見書と思われる。『赤蝦夷風説考』は田沼により提出を要請されたようであるから¹³、

この報国以言についても、或いはそうであったかもしれないが、その点については今後の研究を待ちたい。

さて、右に掲げた「報国以言」の序文のあとは、上・下巻の二巻からなっている。『通航一覽』では条文区分が不明であり、上巻と下巻が未分離で、しかも下巻とそれに続く結論的な最後の部分も未区分となっている¹⁴。そこで、ここでは古河本を参考として条項の整理をしておきたい。まず上巻の題目は、

「唐阿蘭陀拔荷御禁制之主意」(八ヶ条)

である。下巻は四項目からなり、題目は、

①「相場心得之事」(二ヶ条)

②「銅相場次第不同之事」(七ヶ条)

③「朝鮮人参之事」(二ヶ条)

④「異国交易大意之事」(十一ヶ条)

となっている。そして、古河本では、ここで「報国以言之下終」となっている。そしてその後に、終論か或いは結論的なものと思われる四ヶ条が続く¹⁵。

まず、上巻では拔荷とその対策の重要性を記した後に、八ヶ条が掲げられている。すなわち、第一条は拔荷禁止令に関して、第二条は拔荷品としての薬種について、第三・四

条は葉種座設立と価格操作について、第五条は砂糖貿易について、第六条は砂糖座の価格操作、第七・八条は唐物類の座設立となる。

一方、下巻では主要な輸出入商品について、その販売方法や抜荷などの問題について述べられている。すなわち、①「相場心得之事」では相場の重要性について、②「銅相場次第不同之事」では、第一条は日本と唐・オランダの相場の状況を知ること、第二条は地売銅相場と外国人への売渡相場の相違、第三条はオランダへの輸出銅の償銀、第四条は唐への輸出銅の償銀、第五条は地売銅価格と売渡価格の相違の問題点、第六条は唐物類の座売導入、第七条は織物の抜け荷とその対策である。次節では、③と④も含めて簡単な概要を示したい。

二、報国以言の趣旨

(一) 上巻の概略

前述のように上巻では抜荷の問題に焦点を充てて、その防止対策をあげている。その要旨は以下の通りである。すなわち、抜荷を禁止とすることは、国家の重大事で宗門改にも匹敵するものである。近年銅輸出货量は減少し、当然な

から輸入品も多く輸入されていないにも関わらず、市場の輸入品価格は下がっている。その背景には抜荷商品が国内市場に流入していることが推測される。こうした抜荷によって国内の金銀などの鉱物資源が海外へ大量に流出してしまうことになる。金属類は国の骨にあたるので、これを流出させては国の衰退に関わるため、抜荷は厳禁とすべきである。

第一条、抜荷の取締を現行よりもさらに厳しくする必要があり、抜荷に対する認識が甘い。抜荷は外国へ金銀などを多量に流出させ、御国益を損なうことになるから幕府を欺く行為にあたるため、キリシタンの反逆行為と同等の重罪である。ところが現況では長崎で抜荷が露見しても死罪になる者はなく、せいぜい追放程度である。そのため抜荷は根絶せず、むしろ繰り返し行われている。日本では豊富に金銀銅を産出しているので、抜荷に重罪を課さなければ、抜荷の根絶は難しい。抜荷防止する方策として二つあげており、その一つは、抜荷専任の重職の役人を任命すること。これまで抜荷については、長崎奉行の担当という暗黙の了解があったために、諸国での抜荷取締がいい加減になっている。そこで、重職の専任（おそらく老中）を置き、それ

に直属の役人を配置する。その機関が長崎をはじめとする諸国の抜荷事件の吟味を一切受け持つ。そして、もう一つの方法は抜荷に嚴罰を科すことである。

第二条、最も抜荷がなされる商品として薬種をあげ、今や抜荷の薬種がなければ国内需要を満たせない状態になっている。たとえばウニカウルも仲買が何回も入っているが販売価格はそう高くなっていない。また大風子や白豆蔻は日常的に使われており多量に必要とされているが、これらは長く長崎へは輸入されていないにもかかわらず、市場で数量に不足しているという状態でもない。つまり長崎に輸入されている薬種量では国内総消費量を満たすことはなく、種類と数量ともに不足しているのである。しかし、現段階では国内の年間総消費量と種類、それに加えて長崎での取引量を調査して比較することもされていない。ある薬種が高値になりそうな時に抜荷がなされ利益をあげている。抜荷の方法はさまざまあり、沖合での抜荷もあれば、日本から船を仕立てて中国の港にまで行つて行つてもあるという。抜荷の販売量は、長崎への総輸入高の四分の一程度で、およそ四〜五〇万両とされる。この抜荷を援助する大商人が大坂をはじめとする所々に存在する。そのため、長崎奉

行だけでは抜荷対応は難しい。この抜荷の防止策としては、抜荷の詮議を大坂や江戸で行うことと、抜荷が売りさばけるような販売ルート絶つことである。そうすれば抜荷は止まる。

第三条、薬種の抜荷を禁止させる方法としては、薬種座を大坂と江戸に設立することである。そのうえで、これまで輸入された薬種の種類と数量と、国内での需要量の多い品種を調査する。それをここ数十年くらい長崎へ輸入された品種と照合する。それにより、国内で不足しているもの、輸入されていないのに一般に普及しているものが把握でき、抜荷の状況を知ることができる。そして、国内で不足している品種を注文して輸入すれば不足するものはなくなる。こうして国内需要を十分満たしたうえで、抜荷に対して防止政策を実施しなければ、その効果はない。現在までの長崎会所のやり方では商品を充足することはできない。そして、座が設立されれば抜荷の販売ルートを遮断できる。しかも長崎へ輸入された薬種は直接大坂や江戸の座に送り、そこで販売して座売りの商品を抜荷で入ってくる品と明確に区別できるようにしておけば、抜荷が混在することも避けられる。

第四条、葉種座の設立により葉種の値段を下げる。葉は人命を救うのもであり、しかも値段を下げれば利益が出にくくなるので、抜荷防止にもつながる。そして、正規の輸入額に葉種の占める割合が高くなれば、呉服物類など不利益となるものの輸入を減少させることもできる。

第五条、砂糖輸入について、現在、砂糖輸入高の三分の一は菓子に使用され、三分の二は身分の低い者たちの食用となっている。彼らの食料となるものに、銅を充てて砂糖を輸入することは止めたい。このためにも座の設立が必要だろう。

第六条、砂糖座を大坂と江戸に設立し、砂糖は長崎から直接送る。座は、氷砂糖、大白砂糖は従来通りの取引とし、中白砂糖の輸入量を半減させる。座は砂糖の輸入高を現在の三分一に減少させて、値段を三倍に引き上げれば、現在と同じ利益が見込まれる。

(第七・八章は省略)

(2) 下巻の概略

①相場について

元来、相場というものは自然に決まっていくものである

が、座を設立し、抜荷がなくなれば、唐物類などの相場が自由に決められる。抜荷は相場が高いものに集中するので、相場の状況で抜荷の有無がわかる。しかし、現況では相場に対してあまりにも無関心すぎる。長崎の役人は国内の需要について調査する者はいないから、輸入品にあまり頓着せず、とにかくその時利益が出さえすればいいと思っている。そして、外国からは質の悪い下値の商品ばかり持ってくる。今後商品を注文で輸入するようにすれば、その中には高価なものもあるだろうが、必要であれば買入れるようにする。そういう意味で、交易には相場の重要性をよく認識し、しかも外国の諸事情をよく理解し、ある程度外国の言語がわかる人物が担当するのが望ましい。

②銅相場について

第一条、貿易においては、内外の相場を詳細に知ることが重要である。銅もオランダや中国で高く取引されていて、銀も中国での価値は日本の三倍ということである。第二条、国内銅の相場(地売銅)は、小判一両⇨銀六〇匁替で銅一貫目に付銀二二匁替で、百斤に付三五二匁となっている。一方、大坂銅座の相場は百斤に付二一七匁であり、輸出用

銅三〇〇万斤については、百斤に付一五〇匁の定値段に抑えられており、地売銅と輸出用銅（長崎廻銅）の相場はかなり相違している。こうした銅座と諸国銅山を困らせるやり方が長年続いている理由を調査する必要がある。貿易に関わる者は、内外の相場を熟知すべきである。そして、唐物金銀銅、諸品の相場を調査する必要がある。

第三条、長崎でのオランダへの銅売渡価格は、百斤に付六〇匁二分五厘であり、買入値段百斤に付一五〇匁で、その差額の不足分は償銀で充足している。第四条、唐方への売渡価格は百斤に付一一五匁であり、これも償銀で充足されている。オランダ・唐方へは銅を国内相場よりかなり下値に渡すのは古来からの決まりである。その理由としては、古来日本で銅が多く産出される一方で金銀の産出量が少ないため、相場値段を下値にして定値段としたのか。或いは、そのままの相場では利益があるのが目立つので差し引いているのか。さらには、外国人から賄賂をもらっているのかと推測している。いずれにせよ、今後銅相場が相違する理由を調査する必要があるとしている。

第五条、国内相場と相違する価格で外国人と取引し、その損失分を償銀で補充するといったような複雑な取引形態

になつてしまつた弊害は大きい。そのため、この銅貿易・銅取引による損益の程度がわからなくなつてゐる。金銀輸入も地売相場からすると利益がでないが、国内の複雑な相場状況の中でうまく利益をあげてゐるようである。紗綾・縮緬千反に対する見返りの銅も定値段で相場を無視した取引となつてゐるが、その理由は不明である。以前、幕府は、オランダへの銅輸出货量を減少させようとした際にもうまくはいかなかつた。銅の地売相場は年々上昇している中で、従来からの低い定価格での貿易はうまく機能しない。金銀・錫・鉛・紗綾・縮緬など国内にあるものを輸入することにより、国内では銭を鑄造するにも苦慮する状態になり、銅保有量は次第に減少していく。従つて、今後、銅は地売相場で取引すべきである。俵物についても同様である。長崎の複雑な諸計算は不利益を目立たせないための方法とも聞いている。貿易上で国の損得に関わる諸計算に誤魔化しがあつてはならない。

第六条、呉服物・小間物・荒物などの唐物類の抜荷の詳細は不明であるが、これらについても座を設立すべきである。第七条、織物についてはあまり抜荷がなされていないが、奥島類は近年多量の抜荷があつた。長崎への少ない輸

入量では国内の需要を満たすことはできないはずである。従って、ここでも抜荷が行われており、とりわけ呉服類では、奥島が抜荷の第一の品物である。この抜荷により多くの金銀が海外へ流出している。この対策としては着用の禁止以外有効なものはないだろう。紗綾・縮緬類は、国内で生産しているもので、輸入を禁止にすべきである。ここでも座を設立し、商品の函に印を押して、それ以外は流通させないような方法を採べきである。

③朝鮮人参座について

以前は朝鮮人参座があつたが、廃止となつて数十年経つているので、朝鮮人参は一本もないはずである。しかし、対馬藩から朝鮮へ胡椒・象牙などが輸出される見返りに人参が輸入されているが、これにも座が必要である。そのうえ、世上に流布している人参は、どこの産のものとも區別がつかないが、その中に、対馬藩主は関与しない下の者たちによる抜荷によるものもあるが、座がないために取締もできない状態にある。そして、外国貿易には重職の役人が関与すべきで、そうしなければ、その実態を詳細に調査することはできない。

④外国貿易の大意

第一条、室町時代以来、乱世になつて人々が奢侈をするようになり、我国の金銀銅の減少を気にもかけず、ただ利益だけを追求するようになった。しかし、その後次第に幕府の統制が行き渡つてきたものの、いまだそのような風潮が残っている。今後抜荷の取締が強化されれば、貿易の意義が正しく理解されるようになるだろう。第二条、外国貿易の目的は薬種や書物類など、この国になくは困るようなものを獲得するためである。その見返りとなる銅は年々数百万斤も国外へ流出しているため、唐物類の国内需要総高の調査が必要である。第三条、無用な品の輸入を停止し、必需品のみを十分輸入する制度を整えて銅輸出货量を増加させないようにする。第四条、諸品の抜荷吟味については、座によつて厳しく調査する必要がある。

第五条、オランダ人は、金銀銅を含めた様々な商品を他国から輸入すれば、国家は豊かになることをよく自覚して、政治の重要な項目と認識している。他国から金銀銅を輸入する国が豊かになつていくとすれば、それを輸出する国は衰退していくことは当然である。だから外国人がこれらを輸出するのに全力を尽くすのは納得がいくことである。さ

らに日本の貿易に携わった者は、帰国後に特別勤功を受け
て出世するという。こういう者と交易しているということ
をよく認識して抜荷や交易のことを考えていくべきである。

日本は五金を多く産出するが、その産出量より外国への輸
出量が上回る状況は、国家が衰退しているということであ
る。我国の金銀銅が年々減少しているのは、貿易と抜荷に
よってである。こういった国家にとって重要な事項は、長
崎奉行だけの責任ですむ問題ではない。(第六条省略)

第七条、輸入品の座を大坂と江戸に設置すれば、地売相
場で取引しても長崎で入札するより、大坂の間屋へ直接渡
すことができるので利益が上がる。第八条、利益とならな
い輸入品を排除して、薬種類の国内需要を十分充足できる
ように輸入すれば、たとえ薬種の価格を低くしてもかなり
の利益がある。第九条、砂糖輸入量を減少させ、値段を
上げれば利益となる。第一〇条、輸入商品の取扱を、大坂
や江戸で行えば、人件費などが節約できるので、それだけ
利益となる。輸出銅価格を銅座の相場にし、輸入品価格も
値上げすれば不利益は止められる。地売相場の価格にすれ
ばなおよい。このような貿易仕法の改変により諸入用が増
加しても、差し引きすればかなりの利益が出る。抜荷を禁

止するためには、座を設置することである。座によって抜
荷の流通をも止められるのである。

以上が下巻の概要である。その後四ヶ条が記されてい
るが、これまでの総括的な内容であるので、ここでは省略
する。

三、報国以言の内容に関する分析

まず、この意見書の中で工藤が最も重要視しているのは、
上巻の冒頭で述べているように抜荷防止対策である。工藤
は、上巻と下巻で同様の趣旨内容を繰り返し述べているこ
ともあるので、ここで工藤の意見書の内容を重要な項目に
整理してみると、次のようになる。すなわち、①抜荷に対
する意識と御国益思想、②抜荷対策・取締専任役人の新設、
③抜荷厳罰政策の実施、④相場の重要性、⑤輸出銅の諸問
題、⑥輸入品の座の設立と輸入薬種、⑦抜荷の地域拡大・
拡散となる。以下、各項目別に検討を加える。

①抜荷に対する意識と御国益思想

抜荷により見返りとなる金銀銅が大量に国外へ流出する
ことについて、工藤は、これら貴金属類は国の骨のような

部分で多くを流出させてはならないと主張している。このような表現は、正徳新例を推進した新井白石によってなされるようになった。新井は、『折りたく柴の記』において「五穀の類は、毛髪の生じ出る事、やむ時なきがごとし。五金の類は、骨髄のふたたび生ずる事なきに似たり―略―我有用之財を用ひて、彼無用之物に易んこと、我国万世の長策にあらず」としている¹⁶。その後の將軍吉宗の外国貿易政策においても縮小政策を採っている¹⁷。そして、田沼時代の勘定奉行で長崎奉行を兼職した石谷備後守も、この白石の考えをもとに御国益の重要性を主張している¹⁸。従って、この考え方は決して目新しいものではないが、この時期に急速に高まってきた御国益思想により、さらに強調されるようになった言うべきであろう。従来、この考えは幕府が長崎貿易における正規の貿易額を減額する際に主張されてきたものであるが、工藤は抜荷に関しても、同様に御国益を損なう行為として嚴重に取締・処罰すべきものと述べているのは注目すべき点である。これは、この時期にはそれ以前よりもさらに、国内の金銀銅の保有量・生産量が危機的な状況になっていたことと同時に、抜荷の横行が目にする状態になっていたことを示唆するものである。

工藤は、『赤蝦夷風説考』においても北方における抜荷について注視しており¹⁹、抜荷というものは外国人と共謀して金銀銅を国外へ流出させる行為であり、それは、キリシタンと同様に幕府を欺く行為で重罪であるとしている。

② 抜荷対策・取締専任役人の新設

工藤は、重職の者が抜荷担当の専任となるべきだとしている。その役職は本文に具体的な地位などは記されていないが、『通航一覽』の注釈文に、勘定奉行の松本秀持が抜荷のために大坂に老中を置くのは牛刀で鶏を切るようなものだと言ったということから²⁰、おそらく抜荷対策専任の老中を大坂に置くことを工藤は主張したものと思われる。これまで抜荷に関しては、その対策や取締、そして詮議については、長崎奉行の所管という暗黙の了解があったと工藤は述べている。しかし抜荷は長崎のみだけでなく、全国の諸港で行われている。長崎奉行がキリシタン対策のために九州の諸地域まで踏み込むことは可能であるが、抜荷については、その効力は極めて曖昧である。かつて、享保初期に北九州沖に滞留していた唐船撃退のために、幕府は目付を派遣し、その目付が長崎奉行と同等のものとして諸藩の指

揮をとって滞留していた唐船を撃退した。²²このことから、長崎奉行が抜荷事件で九州の諸藩領内へ入ることは難しいと考えられる。²³

一方、勝手掛の勘定奉行の中で、長崎を担当する「長崎掛」が存在した。この役職が何年から始まったのかは不明であるが、一七四六（延享三）年段階における勘定奉行の諸支配の一つに「長崎掛」があげられている。²⁴その後、寛延・宝暦期に勘定奉行と長崎奉行を兼任し、長崎貿易改革を断行した松浦河内守は長崎奉行を解かれた後も、長崎掛の勘定奉行として長崎奉行と話し合いながら長崎の諸事を進めるように命じられている。²⁵そして、工藤がこの提言を提出した時も、勘定奉行の松本が長崎掛であった。²⁶

しかし、長崎掛の勘定奉行が長崎関係の仕事のみに専従するわけにはいかない。もちろん長崎奉行にしても、他にさまざまな業務があるため、抜荷だけを重点的に監視することには限界がある。実際工藤も、抜荷担当役人が忙し過ぎて、よい方策が見つかってもそれを実施することができない状態にあると書いている。それならば、以前のように長崎奉行を増員して抜荷専任の長崎奉行を置くことも一つの方法かもしれないが、それでは全国に広がる抜荷と抜荷

品の流通を阻止することは難しい。そこで、勘定奉行と長崎奉行を直接支配下に置く老中の一人が抜荷取締の専任となり、長崎や大坂、薩摩、対馬などで行われている抜荷を取り締まるべきだとの工藤の考えは、決して唐突な意見ではなく、この時期には極めて妥当な方策と思われる。しかし、幕府上層部が抜荷の弊害を工藤のように深刻に受け止めていたとは言い難い。

③抜荷厳罰政策の実施

抜荷が目立つようになってきたのは、次第に年間の貿易額が制限されるようになってからのことである。²⁷すなわち、一六八五（貞享二）年の御定高制度により年間の取引限度額が示されたことや、²⁸さらに年間来航船数が決められるようになった。²⁹そして一七世紀末には主要な輸出品であった銅の年間輸出量の上限が決められた。³⁰このため一七世紀末から抜荷が目立ってきた。³¹当時抜荷は厳罰に処せられたが、享保期に入ると吉宗の寛刑主義により抜荷についても緩くなり、それまで死罪であったものが、追放程度に変更された。その命令は一七一八（享保三）年に発布され、『撰要類集』によれば、

拔荷商売之者之儀、御制禁之宗門を弘め、又は人を殺し、盗人杯とは品も違候故、只今之通死罪ハ御仕置不相応、其上訴人も、其もの、一言を以人を殺シ候事故、先は難申出積りに候、右之重キ御仕置にて、拔荷買之者多クあらはれ候得は宜く候へ共、無其儀、却而近年数多二成候、如斯に候てハ、御法度を背き候もの、頭れ候ハ少ク、拔荷商売之者ハ次第に多く成、御法度もしまらざる様二候間、向後ハ家財闕所、追放、遠島ニ被仰付可然候、以下略

とある。³²これによると、拔荷はキリシタンを広めるのではなく、殺人をしたわけでもなく、盗みとはまた違うので、これまで拔荷を死罪としていたのは少し重すぎるとして、今後は、拔荷の処罰を家財闕所、追放、或いは遠島とするとしている。しかし、この命令が發布された六五年後の「報国以言」では、拔荷はキリシタンと同様の重罪であり、その行為がいかに国を裏切り、国を滅ぼす行為であるかを工藤は力説しているのである。こうした幕府の寛刑主義が拔荷をさらに増加させることになり、同じ人物が繰り返し拔荷を行うようになったとしている。工藤は、やはり拔荷に對しては厳しく処断し、以前のような厳罰主義で臨むべき

であるとしている。

そして前掲の享保三年令の後、拔荷に関する規制の命令は、一七五三（宝曆三）年や一七七二（安永元）年にも出されてはいるが、大きな変化をもたらすようなものではなかった。³³こうした拔荷に對して有効な対策を長きにわたって実施しなかつた幕府の安易な態度が拔荷をさらに増加させる要因になつたと思われる。

④相場の重要性

工藤は、下巻においてまず、相場の問題を取り上げている。それまで長崎貿易改革において相場の問題に注目し、その対応策が検討されたことはなかつた。それは、商業的な観点から貿易の問題点を探ろうとする工藤ならではの独自の視点と言えらう。長崎貿易を商業的視点から捉えるのは当然なことのようであるが、これまで幕府の旗本や役人からの視点で改革がなされていたため、こうした視点が欠落していたとも言える。工藤は、国内と諸外国において諸商品の相場が変動しているにも関わらず、輸出入商品、とりわけ銅価格が長年において低価格で据え置かれていることに大きな疑問を投げかけている。銅の場合は、諸国銅

山での諸経費は年々高騰しているが、輸出用銅（長崎廻銅）の価格は一定の低価格で銅座に買い上げられ、銅座は地売銅よりかなり低い定価格で長崎へ送ることになっている。³⁴長崎会所から唐・オランダ人への売渡価格もさらに低額になつており、正徳年間からその差額の損失分は、会所から償銀が出されるようになった。³⁵

こういった複雑な取引形態により銅取引だけでなく、その他の様々な輸出入品の利益が不透明となり、全体の利益も不明確にさせている。そのうえ、この低い低価格での取引が、一部の貿易商人をして抜荷へと誘因させたことは否定できない。工藤は、どうしてこのような方法が導入されたのか推しかねている。これについては、おそらく一六八五（貞享二）年の御定高制度制定以降に生じた慣習的なものであると思われる。この制度により年間貿易額の上限が決められたために、商品単価を上げると商品の数量が減少してしまうために、出来る限り取引価格を低く抑えざるを得なかつたのである。

従つて、年間の貿易額の上限を撤廃すれば、その時々国内外の相場での取引が可能となる。確かに、工藤の述べていることは極めて理論的であるが、長年継続してきた仕

法を変更し、貿易額の上限を撤廃すれば、やはり銅の国外への大量流出という事態が生じてくる可能性は極めて大きい。そのため貿易仕法の大きな変化は、よほど慎重に進めなければ、長崎貿易全体が大きな混乱を招くことにもなるだろう。

⑤輸出銅の諸問題

工藤によれば、この意見書を書いた天明期頃は、年間輸出銅量は三〇〇万斤、内訳はオランダ船八〇万斤、唐船一三〇万斤、それ以外に使う分もあり合計で三〇〇万斤になるとしている。確かに一七六六（明和三）年に銅座が設立される以前の調査で、輸出用銅は三〇〇万斤とされている。³⁶そして、一七六五（明和二）年からオランダ船は一〇万斤から八〇万斤となり、³⁷唐船一三〇万斤となっている。³⁸オランダ人の商館長を勤めた経験のあるメイランの記述によれば、一七六一年頃の国内銅産出量は三六〇〜四〇〇万斤、オランダ船一一〇万斤、唐船一五〇万斤、長崎奉行への報酬の個人貿易としての九万斤、国内消費一〇〇〜一三〇万斤となっている。³⁹一七六三（宝暦十三）年からは金銀輸入貿易も正規の貿易枠外で行われるように

なつたから、この貿易や脇荷貿易などが年間銅輸出総額を三〇〇万斤にまで押し上げているのであろう。

そして、工藤は幕府が銅輸出货量を減額しようとしたが、延享年間と明和年間に強い抵抗にあつて、うまく減額できなかったとしている。これも事実であり、一七四二（寛保二）年に唐人に対して、一七四三（寛保三）年にオランダ人に対して、それまでの年間貿易額と銅輸出货量を半減することを命じた⁽⁴¹⁾。オランダ船については従来の一〇〇万斤から五〇〜六〇万斤へ減額するとしたが、それに対してオランダ側から強い反発があり、結局一七四五（延享二）年には一〇〇万斤に復し⁽⁴²⁾、さらに翌四六（延享三）年から従来より一〇万斤高い一一〇万斤の輸出となった⁽⁴³⁾。一方唐船に対しても一七四二（寛保二）年にそれまでの三〇〇万斤から一五〇万斤とされたが、この一七四六（延享三）年には二〇〇万斤に増加された⁽⁴⁴⁾。その後、一七六四（明和元）年、オランダ船への銅輸出货量は三〇万斤減の八〇万斤となった⁽⁴⁵⁾。しかし、これについても一七六七（明和四）年には銅輸出货量は九〇万斤に増加された⁽⁴⁶⁾。国内銅山の産出量の減少が深刻化している中での減額命令であるにもかかわらず、その減額命令を維持できない状態で推移してきているのは、工

藤が書いている通りである。

⑥輸入品の座の設立と輸入薬種

工藤は、輸入品について座を設立すべきであると進言している。とりわけ抜荷の中心となっていた薬種については、意見書の随所で、抜荷根絶の有力な方法として座の設立を力説している。一七二二（享保七）年には薬種問屋二五軒のみが和薬の取り扱いを許された⁽⁴⁷⁾。そして、二年後の一七二四（享保九）年には、これに唐薬も含められた⁽⁴⁸⁾。さらに、一七二九（享保十四）年には、これらの特権を薬種問屋二五軒だけでなく、江戸の大伝馬町の十九軒の薬種屋にも与えられた⁽⁴⁹⁾。輸入薬種で種類別による座はいくつか設立されたことがある。たとえば、唐人参座や明礬座、竜腦座などである。

朝鮮人参座については、『人蔘史』によれば、一六七四（延宝二）年より人参座が設立され、それを請け負う商人の変遷はあるものの、一七四七（延享四）年まで続いたが、一時座売りが中止となった。しかし一七五一（寛延四）年に再度座売りが始まったが、その後座が廃止された年は不明となっている⁽⁵⁰⁾。一七六四（明和元）年に設立された人参座

は、朝鮮から輸入された人參ではなく、国内で製造された朝鮮人參を扱う座と思われる。⁵¹朝鮮人參については、朝鮮から対馬藩を通じて輸入されるものと、朝鮮人參を国内で栽培して流通させたもの、そして広東などから輸入された唐人參などもあるうえ、品質もさまざまであった。天明期頃には朝鮮からの朝鮮人參の輸入量は少なかつたと思われるが、それは、その多くが抜荷で輸入されているためと工藤は考えており、これを統制するために座が必要だとしているのであろう。

一方、近年長崎に輸入されていないにもかかわらず一般に比較的安価に取引されているものとして、工藤はウニカウル、大風子、白豆蔻をあげている。このうちウニカウルについては、一七七四（安永四）年に来日したツンベリーが『日本紀行』の中で述べている。それによれば、ツンベリーが来日する以前は、ウニカウルはオランダ人によつて密輸されていて、多大な利益をあげていたとして⁵²いる。しかしツンベリーが来日した年から密輸の検閲が厳しくなり、それ以後ウニカウルは脇荷貿易で取り扱われるようになった⁵³が、それでも利益はかなりあつたようである。

⑦抜荷の地域拡大・拡散

抜荷の方法は長崎においても様々であるし、また場所についても出島や唐人屋敷から沖合まで広範囲で行われていた。工藤によれば、薬種を求めて船を装備して中国大陸まで行く者もいるとしている。そうになると、その装備や見返りの銅などの購入にかなりの資本がかかり、そこに大がかりな組織と有力な地下人や商人が介在していたことになる。実際、一六六七（寛文七）年には朝鮮半島に商品を持つて貿易を行っていた博多の商人の伊藤小左衛門たち數十人が逮捕され厳罰に処罰されたことがある。⁵⁴長崎では唐船・蘭船が頻繁に出入りしているため、中国へのルートや装備などの情報は容易に入手できるため、このような事例が寛文期の伊藤の事件以降全くなかつたなどとは言えない。さらに、一八世紀後半には薩摩や天草近海での抜荷も問題となつてきていた。⁵⁵工藤も、長崎以外の地域の他藩領域内での抜荷、とりわけ対馬や琉球、そして薩摩における抜荷を憂慮している。

四、「報国以言」と天明・寛政初期の長崎貿易政策

以上、「報国以言」の内容を紹介するとともに、その重要

な点について分析してきた。そのうえで、とりわけこの意見書が提出された後の天明後期から寛政前期における幕府の長崎貿易政策についてみていくと、この意見書で強調されてきた政策が多少なりとも実施されていることがわかる。ここでは、特に注目すべき政策について述べていきたい。

① 戸田以降の抜荷摘発増加

天明の大飢饉の影響と天明二（一七八二）年にオランダ船が来航しなかったこと、翌年長崎在勤の土屋守直も長崎で死去するなど、長崎は混乱状態にあり、幕府への上納金も納められるような状態にはなかった。そのため、その混乱を収束させ、上納金を通常通り納めさせるために、一七八四（天明四）年に戸田出雲守氏孟が長崎奉行に着任し、長崎の改革を断行することになる。これについてはすでに他で述べているが、戸田が長崎在勤となつてまず際だったのは、抜荷に対する厳しい態度であった。戸田の在任中、抜荷関係事件が『犯科帳』に急増するのである⁽⁵⁸⁾。それまで抜荷が摘発されることはあまりなかったが、戸田になつてから急激に摘発される件数が増加した。その後の長崎奉行松浦和泉守においてもその数は減っていない。従つ

て、戸田以降、長崎における抜荷摘発は長崎奉行の重要な任務とされたことがわかる。また、一七八五（天明五）年に戸田は長崎の地下役人を「薩州筋為取締隠密御用」として薩摩に派遣している⁽⁵⁹⁾。こうして抜荷の温床の一つである薩摩への調査、そして牽制を行うようになったのである。

② 盈砂糖統制と菓子製造統制

戸田出雲守は、一七八四（天明四）年に盈砂糖の取締の強化を実施した⁽⁶⁰⁾。これは市場に安く出回っていたのである。また、松平定信は、幕府御用達の菓子屋である大久保主水や虎屋織江などの砂糖の特権を剥奪し、菓子の製造も少なくさせた⁽⁶²⁾。一七九一（寛政三）年の奢侈品禁止令においては、「不益に手間掛り候高直之菓子類、向後可致無用候」として高価な菓子の製造を禁止した⁽⁶³⁾。このように、天明後期以降、幕府が積極的に砂糖の統制を行い、その消費料を減らす政策を採るようになった。

③ 戸田による大通事の貿易業務への抜擢

一七八五（天明五）年三月に唐大通事の林梅卿が、町年寄末席並長崎会所改役に任命された⁽⁶⁴⁾。工藤は、外国の言葉

がわかり、輸入品の外国での相場や、さまざまな外国の状況がわかる人物が貿易に関わるべきだと主張していた。その主張が通ったように、ここで、大通事の林が大抜擢をされたのである。従来、長崎の町年寄は世襲制であり、たとえ末席であろうと、それまでは決まった家からのみの着任であった。従って、町年寄末席とはいえ、長崎ではそれほど地位の高くない唐通事から任命されたことはこれまででなく、それと同様に長崎会所の中枢に唐通事が役職を得て着任することも初めての事例である。林は一七六三（宝暦十三）年から始まった金銀輸入貿易に尽力し、当時の長崎奉行石谷備後守から褒賞を受けるほど⁶⁵、唐船貿易においては豊富な知識と経験を持った人物であった。

④御国益政策の推進と輸入品の抑制政策

一七八七（天明七）年に長崎奉行に着任した末吉撰津守による政策が、末吉が長崎へ赴いた九月に長崎中へ示された。その第二条には、「御国益不失様并御益筋之儀程能勘弁有度候事」とあり、御国益を十分考えて諸事を行うようにと命じている⁶⁶。また、松平定信は一七八九（寛政元）年六月に、唐蘭輸入貨物に関する注意を命じている。すなわち、

長崎売物之儀無用之品多き中にも無用にて害少きものは宜く候へ共、多くは奢侈之源をひらき候類にて好まからず存候、乍併致方も無之候間何とぞ藥物食品砂糖之類を専とし、次には書籍にて候——略——
とあり、贅沢品の輸入を控えるように命じている。こうした御国益のために出来る限り輸入額を抑えて金銀銅の流出を防ぐ政策は、松平定信政権において積極的に推進されていくのである。

⑤松平定信政権による抜荷の厳罰政策

一七八八（天明八）年十二月には抜荷に対して厳しく処断するとの命令が発布され、翌寛政元（一七八九）年十二月に幕府は抜荷の厳罰化に踏み切った。すなわち、

定

抜荷密買ハ重キ御制禁ニ付、前々より申渡候趣、
弥以堅可相守事

唐、紅毛人共より、金銀銅銭を以抜荷直買いたし
候もの共ハ、聊之品たりとも、以後可為死罪事

一 煎海鼠干鮑昆布等之類、都て右様之代物を以直買いたし候もの共も、吟味之上時宜ニ寄、可為死罪事

右之趣、市中郷中并近国私領之分共、唐、紅毛船沖撃
之場所、最寄之浦々有之分は不洩様申達、兼て一統令
教諭、猶又制札ニ懸置、可相知もの也

といった制札を掲げるように奉行に命じられた。⁶⁹⁾ 工藤が抜
荷の罪を重くすべきだとの指摘は、寛政初年に実現したの
である。松平定信は、吉宗の時代を基本としてそれに立ち
戻るような政策を採っていくが、抜荷対策については、逆
に享保期に緩和された抜荷の刑罰を、享保以前の嚴罰に戻
したのである。

⑥寛政改革における銅輸出货量の断固たる減額政策

銅の輸出货量に関しては、天明前期にオランダが海外での
イギリス勢力との争いのため、日本へ船を出せなかったこ
ともあり、天明後期はオランダ船が通常より多く来航した
ため、銅輸出货量が多量になった。⁷⁰⁾ しかし、これも一七九〇
(寛政二)年にはオランダ船の年間来航船数が二艘から一艘
にされ、銅輸出货量についても六〇万斤とされ、翌一七九一
(寛政三)年には唐船の来航船数も一三艘から一〇艘に減じ
られた。⁷¹⁾ これは、それまでの国内産出銅量が危機的な状況
にあるにも関わらず、貿易振興を優先にし、そこから生じ

る利益を幕府が吸収するという田沼の重商政策に終止符が
打たれたということになる。幕府は、一七四〇年代初めの
寛保年間に諸国銅山産出量減少のため銅輸出货量を半減させ
る命令を出したが、それがその後緩和されていた。それが、
五〇年ほど経った寛政期にようやくその銅輸出货量に制限で
きたわけである。

⑦華美な着物着衣の嚴禁

一七八七(天明七)年八月に幕府は、今後三カ年の儉約
令を命じた。⁷²⁾ そして、同時に「御儉約老中申合書付」には、
華美な衣服の着用を禁じた条項も掲げられた。⁷³⁾ 旗本に対し
ても上着として鳥類(奥鳥類を含む)の着用を禁じている。⁷⁴⁾
また、一七八九(寛政元)年には町人にも華美な服装を禁
じている。⁷⁵⁾ これらの命令は、天明の大飢饉が長引いたこと
や、財政立て直しのための質素儉約政策の実施でもあるが、
同時に、華美な衣服着用禁止は、輸入反物の需要を減らす
政策とも言える。

⑧長崎貿易に関する調査・記録の編纂

工藤は、長崎会所の貿易業務内容や、その収支が不明で

あり、それらを明確化すべきだとしている。ところで、『長崎県史』史料編四に所収されている『長崎会所五冊物』・『華蛮交易明細記』・『明安調方記』は、基本的な部分の成立は天明から寛政期にかけてと考えられている。⁽⁷⁷⁾まず、『長崎会所五冊物』は、長崎会所による唐・オランダ船貿易の内容や、それまでの推移が記されている。解題によれば、その第一冊目は、寛政改革で長崎会所の会計が赤字になったことを示したものである。⁽⁷⁸⁾「長崎会所勘定帳大意書」〔長崎歴史文化博物館所蔵〕も寛政期あたりに基本はまとめられた。⁽⁷⁹⁾さらに熊野正紹の『長崎港草』も寛政年間に基本的な部分が成立している。⁽⁸⁰⁾

また、『華蛮交易明細記』については、その五巻以降は一八世紀後期の長崎関係の法令や貿易状況に関する記載があり、この時期になくはならない史料である。これは葉商が書いたとされているが、おそらく長崎との取引に深く関わり、長崎の様々な地誌類や記録を入手できた人物と考えられる。しかもこの葉商は、木村兼葎堂や平賀宗右衛門との親交があったことが、その序と終わりの記述によってわかる。⁽⁸¹⁾さらに『明安調方記』は、その記述内容が明和・安永期中心であるため、後世にそのような題とされたこと

が解題にある。⁽⁸²⁾その内容は、葉種や反物を中心とした輸入品の入札や大坂への輸送、そして販売に関する記録が記されている。この史料についても基本的な部分が成立したのは、寛政期とされている。そして作成者は、貿易に深く関わった長崎商人ではないかとされているが、これも長崎貿易に関わった大坂の葉種関係の商人であった可能性もある。工藤は、長崎貿易の実態や貿易状況そして、葉種の具体的な輸入品の種類、数量、価格などを記録していないので、長崎貿易の実態が全くわからないと、長崎貿易の調査を進言している。これらの史料は、当時の長崎貿易を知る上で重要な史料であり、長崎において寛政年間に長崎貿易や法規の編纂が目立つのである。

また、『華蛮交易明細記』の編者と木村兼葎堂とが親しい関係にあるというが、木村の交友関係は幅広く、葉商はもとより、⁽⁸⁴⁾大槻玄沢や桂川甫周などの医者兼蘭学者、オランダ大通詞の吉雄耕左衛門や、⁽⁸⁶⁾当時、大坂の商人兼学者の学問の場であった懐徳堂の学者達とも親密な関係を維持していた。この懐徳堂には升屋久兵衛こと山片蟠桃も属していた。⁽⁸⁷⁾

一方工藤は、オランダ大通詞の吉雄吉左衛門（耕牛）と

ともに輸入品を販売するような親しい仲にあったとされている⁽⁸⁸⁾。それならば吉雄周辺の通詞たちとも昵懇となっていたであろうから、それらの通詞たちから工藤の「報国以言」が長崎へ伝わることは容易に考えられる。それ以外にも長崎へ留学した藩医仲間や本草学者たちや、海外の事情に詳しい蘭学者の前野良沢、大槻玄沢、中川淳庵、桂川甫周なども交友関係があり、工藤の人脈も実に幅広い。

こうして見てみると、木村と工藤との人脈が重なる部分がある。さらに、山片蟠桃は一七八三（天明三）年以降長きにわたり仙台藩の財政立て直しに尽力した商人であった⁽⁹⁰⁾。一方の工藤は仙台藩医でしかも藩の財務にも関わっていたので、おそらく山片とはお互い知遇を得ていたであろう⁽⁹¹⁾。さらに、工藤が『赤蝦夷風説考』を書くにあたって蝦夷関係の知識を学んだのは元松前藩勘定奉行の秦源左衛門であるが、秦は、一七八〇（安永九）年に大坂の木村宅を訪問している⁽⁹³⁾。

こうした工藤と木村の人脈により、この意見書の内容が大坂の商人兼知識人の世界に広がったとしても、決しておかしいことではない。そして、工藤の二つの著作が提出さ

れた一七八三（天明三）年の翌年には木村が江戸に行つて学者たちと交流している⁽⁹⁴⁾。工藤は、貿易品の一大集積地を長崎から大坂に移行し、そこに座を設立して、抜荷担当の老中を常置させ、そこで抜荷を統制し根絶させようという構想であった。そのような考えに大坂商人が興味をそそられないはずはない。そして、工藤の意見が端緒となつて、この天明期以降に大坂や長崎の商人や知識人たちが中心となつて、貿易関係の記録がまとめられるようになったとすれば、それは極めて自然な成り行きのように思えるのである。

おわりに

以上、工藤平助による「報国以言」の内容の概要、そしてその中の主要な課題を取り上げ、そのうえで、この意見書が提出された後の幕府の長崎貿易政策と合致する点について考察した。結論として、勘定奉行松本秀持に一蹴されたと思われたこの意見書が、実は幕府のその後の長崎対策に少なからず参考とされていた可能性は高いと言わざるをえない。しかし、抜荷の取締強化以外は、貿易から生じる利益を出来る限り幕府が吸収したいという田沼の思惑もあ

り、田沼政権下では貿易額を制限する動きは見せなかった。それが、松平定信政権に移行すると、年間の貿易額と来航船数が減らされ、さらに抜荷に対しても厳罰が科されるようになった。工藤の意見は、田沼の時代よりも、むしろ松平定信政権に入ってから実現することが多かったように見える。

工藤が天明三（一七八三）年に『赤蝦夷風説考』と「報国以言」の二つの意見書を田沼意次に提出したのは、蝦夷開発と対ロシア貿易の可能性、そして、長崎においては徹底的な抜荷の防止と輸人品流通の統制をすることにより、国の宝とも言える金銀銅の国外流出を極力抑えようとしたと思われる。従って、この二つの意見書は一つの目的、つまり御国益を守り、日本を豊かな国として維持していくために執るべき対外政策、および外国貿易の仕法を示すことにあつたと言えるだろう。

そして、「報国以言」のような意見書を、長崎を訪問したこともない工藤平助が書けるほどに江戸には情報が集中・交錯していたし、知識人相互の交流も盛んであつたことが窺える。そして、こうした江戸在住の当代一流の学者が、日本の極北と極西の状況について大いなる危機感を抱き、

このような意見書を書くことはそれまでになかったことである。

『通航一覽』の編集者や、古河本の「報国以言」の跋文を書いた者も、この意見書の論旨は深く、その中の一つか二つは採用に足るものがあるとしているが、それは、天明期後期以降の為政者も同じ考えではなかったかと推測される。しかし、天明五年以降の幕府による長崎貿易政策を実施するにあたり、「報国以言」を全く参考にしていなかったのであれば、「報国以言」は、その後の幕府政策の当然あるべき方向を的確に予言していたということになる。それならば、さらに工藤の鋭い洞察力・分析力と、この「報国以言」の内容は高く評価されるべきものと言えるだろう。

しかし、工藤が提唱した意見の中でも実施されないものも少なくなかった。たとえば、抜荷防止のために、抜荷対策専任の老中の任命や、抜荷対策の機関の設立（出来れば大坂に設置）、さらに、葉種座などの輸人品に対する唐物類などの座の設立である。これらについては、幕府の支配制度の改変や商人統制の強化が必要となり、やはりそう簡単には実施できない課題であつたらう。しかし、貿易額を厳しく減じ、抜荷の刑罰を厳しくするだけで、抜荷の取締や

輸入品の管理、そして流通規制を強化しなければ、抜荷はさらに増加することは目に見えて明らかである。貿易の制限だけを強化したことが、その後の長崎貿易をさらに混乱・衰退へと向かわせ、工藤が取締が難しいとした対馬・薩摩、そして琉球などでの抜荷を増加させる一つの重要な要因になった可能性は高い。

今後はさらに「報国以言」の分析と寛政期の長崎貿易についての考察を進めていきたいと考えている。

註

- (1) 寺沢一、和田敏明、黒田秀俊編『赤蝦夷風説考』北方未公開古文書集成 第三卷 叢文社 一九七八年 一一頁。
- (2) 同右 七、一二頁。
- (3) 『通航一覽』第八 国書刊行会 一九一三年 四八五頁。
- (4) 山脇悌二郎『抜け荷』日本経済新聞社 一九六五年 一六四―一六五頁。
- (5) 鈴木康子「天明前期の長崎情勢と長崎奉行の特質―戸田出雲守氏孟を中心として―」松方冬子編『日蘭交渉史をよみとく』臨川書店 二〇一五年 一一六―一四五頁、鈴木康子「天明後期の長崎情勢と長崎奉行末吉撰津守利隆」『花園史学』第三五号 一一三二頁、木村直樹『幕藩制国家と東アジア世界』吉川弘文館 二〇〇九年 一九一―二四七頁。

- (6) 「報国以言」(史料番号 一一〇七)の項には、工藤平助、天明三年、写、袋綴、一冊、表紙共三七丁、二八×二一センチ、寛政五年、序跋者は源春浅、写は鷹見泉石カ)となっている。報国以言上下二巻合綴(古河歴史博物館編『鷹見家歴史資料目録』古河市教育委員会 一九九三年 一〇五頁)。なお、「報国以言」は現在、重要文化財に指定されている。

(7) 同右

- (8) 『赤蝦夷風説考』の上巻の序論は「カムサスカ」とは赤蝦夷の本名なり。つらつらその事を尋ぬるに、阿蘭陀のひがし隣にあたりて国有り、ヲロシヤといふ。この国の都を『ムスカウビヤ』といふ。我国にて『ムスコベヤ』ととなふるはこの国の事なり―以下略―」(『赤蝦夷風説考』上巻 二九頁)とあり、北方ロシアの説明から入っており、明解な内容となっている。

- (9) 『通航一覽』第四 国書刊行会 一九一二年 三八三―三九七頁。

(10) 同右 三九八―四〇七頁。

- (11) 鈴木康子『長崎奉行の研究』思文閣出版 二〇〇七年第六章と第八章参照のこと。

- (12) 「御書出之写」宝暦十二年十月―宝暦十三年十二月、藤文庫(長崎歴史文化博物館所蔵)、同右 二八五頁。

- (13) 只野真葛『むかしはなし』平凡社 一九八四年 一四三―一四四頁、『赤蝦夷風説考』一一頁、佐藤昌介『洋学史

- の研究』中央公論社 一九八〇年 一一二頁、辻善之助『田沼時代』岩波書店 一九八〇年 二九五―二九六頁。
- (14) この「報国以言」を上下巻にしたのは跋者の源春浅のようで、序の末にある下線部に上下二冊にし、序をつけたとされている。そのため、『通航一覽』の写は、それ以前の上下巻が未分離の状態の写と思われる。なお古河本の跋者は、下線部で「此草紙の趣向も難捨所有之哉之様ニ奉存候」と、その内容には有意義な部分があると評している。同様に『通航一覽』の編者も「其中一二とりて可なるものあるかことし」として、ここに載せたとしている（『通航一覽』第八四八五頁）。
- (15) 『通航一覽』における項目の誤字は、下巻の「相場心場之事」↓「相場心得之事」である。また『通航一覽』の条文で箇条書の「一」の有無を、古河本と比較してみると、「惣而抜荷之品を糺候に」（四八七頁下段一〇行目）には「一」はなく、「砂糖御交易之筋に者」（四九〇頁下段一〇行目）に「一」あり。また、「銅相場次第不同之事」の中で、「我国通用の地相場（四九三頁下段一三行目）に「一」あり。なお、「相場心得之事」から五〇三頁上段一四行目までが下巻にあたる。
- (16) 新井白石『折りたく柴の記』（松村明校注）岩波書店 一九九九年 二八二頁。
- (17) 鈴木康子『近世日蘭貿易史の研究』思文閣出版 二〇〇四年 三六二、三六四頁。
- (18) 『長崎奉行の研究』一六三―一七〇、二五九頁。
- (19) 『赤蝦夷風説考』三五頁。
- (20) 「報国以言」『通航一覽』第八 四八五頁。
- (21) 『長崎奉行の研究』一〇頁。
- (22) 同右 七四―七五頁。
- (23) 一七七一（安永元）年の命令においても、抜荷があった場合は、私領は藩主へ、幕府領は代官へ知らせ、そこから長崎奉行へ引き渡すようにしており（『通航一覽』第八四七一―四七二頁）、長崎奉行が直接現地に出向くことはないと言つてよい。
- (24) 高柳真三・石井良助編『御触書宝曆集成』岩波書店 一九三五年 二七一頁。
- (25) 『長崎奉行の研究』二二五頁。
- (26) 安永八年四月二十七日の条に、「勘定奉行松本十郎兵衛秀持に長崎湊の事つかさどるべしと命ぜられる」とある（『徳川実紀』第十篇（新訂増補 国史大系）吉川弘文館 一九八二年 六〇二頁）。
- (27) 板沢武雄「鎖国時代における密貿易の実態」『法政大学文学部紀要』第七 一九六一年 三一―四頁。
- (28) 「長崎覚書」『通航一覽』第四 二八二、三三〇頁、『長崎略史』上巻 長崎市役所 一九一四年 八七頁。
- (29) 元禄元年に唐船は年間来航船数が七〇艘に制限された（『長崎略史』上巻 九三頁）。「通航一覽」第四 三〇四頁。
- (30) 『長崎実記年代録』九州文化史研究所史料集刊行会

一九九九年 一一一頁。

14.1833 P.185.

(31) 清水紘一「抜荷考」『中央大学文学部紀要』史学科 第二四号 一九七九年 三頁。

(40) 『長崎奉行の研究』二五五―二六一頁。
(41) 『長崎実録大成』二二五、二七二頁。

(32) 辻達也校訂『撰要類集』第一 続群書類従完成会 一九六七年 一〇一―一〇二頁、『憲教類典』(一) 汲古書院 一九八四年、五二七―五二八頁、『先例政典後記』『憲教類典』『通航一覽』第八 四七三―四七四頁。

(42) 同右 一二五頁、『近世日蘭貿易史の研究』一六二、三九二―三九三頁。
(43) 『長崎実録大成』二二六頁、『近世日蘭貿易史の研究』一六二頁。

(33) 『通航一覽』第八「抜荷禁令」四七〇―四八三頁、西村圭子「近世長崎貿易と海運制度の展開」文献出版 一九九八年 一五六頁、同「江戸幕府の抜荷取締令をめぐる法意識の変遷」『日本女子大学紀要』文学部 二二二―一九七三年 二八頁。

(44) 『長崎実録大成』二七一―二七三頁。
(45) 同右 二二八頁。

(34) 『近世日蘭貿易史の研究』二〇七頁。

(46) 『長崎実録大成』『通航一覽』第四 三四六頁。
(47) 『御触書古三十五』『日本財政経済史料』第三卷 財政経済史料会 一九七一年 二五一―二五二頁、高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店 一九三四年 九八三―九八四頁。

(35) 「長崎下銅公用帳」一番 住友修史室編『宝永六年日記・辰歳江戸公用帳・長崎下銅公用帳一番・長崎公用帳三番・長崎下シ銅御用ニ付御番所写(抄)』思文閣出版 一九九六年 一三九頁。

(48) 『御触書寛保集成』九八四頁、『日本財政経済史料』第三卷 二五二頁。
(49) 『御触書寛保集成』九八五―九八六頁、『日本財政経済史料』第三卷 二五三―二五四頁。

(36) 今井典子『近世日本の銅と大坂銅商人』思文閣出版 二〇一五年 二五二頁。

(50) 今村軻『人蔘史』第二卷 思文閣出版 一九三五年 四六二頁。工藤は人蔘座は享保年間廃止と記しているが、『通航一覽』の「報国以言」の編者の注釈にあるように、これは誤りである(第八巻 五〇〇頁)。

(37) 『長崎実録大成』二二八頁。

(51) 『人蔘史』第二巻 五一九頁。

(38) 同右 二七八頁。

(52) 山田珠樹訳注『ツンベルグ日本紀行』雄松堂書店

(39) G.F.Meijlan, *Geschiedkundig Overzicht van den Handel der Europeanen op Japan, Verhandelingen van het Koninklijk Bataviaasch Genootschap van Kunsten en Wetenschappen*

工藤平助「報国以言」と一八世紀後期の長崎貿易政策

- 一九二八年 四八―五〇、四七―四頁。
- (53) 同右 二二―三三五頁、「甘露叢」「御日記」「通航一覽」第六 国書刊行会 三一四―三一五頁。
- (54) 『ツンベルグ日本紀行』四八頁。これには少なからず、一七七二(安永元)年末から七三(安永二)年三月頃に発覚した出所不明のウニカウルの販売が発覚したことが影響しているのかもしれない(森永種夫編『犯科帳』(三) 犯科帳刊行会 一九五八年 三二四―三一六頁)。
- (55) 「光之記」三『黒田家譜』第二卷 文献出版 一九八二年 三二―三二五頁、森永種夫編『犯科帳』(一) 一九五九年 二頁、鈴木康子『長崎奉行』筑摩書房 二〇二二年 六一―六三頁。
- (56) 添田仁「一八世紀後期の長崎における抜荷観」『海港都市研究』第三号 神戸大学大学院人文学研究科 海港都市研究センター 二〇〇八年 八〇頁。
- (57) 鈴木康子「天明前期の長崎情勢と長崎奉行の特質」松方冬子編『日蘭交渉史をよみとく』上巻 一九九―一二六頁。
- (58) 同右 一二八―一三〇頁。
- (59) 添田仁氏が「御役方要用記録六」(長崎歴史博物館所蔵)から紹介している(添田仁「一八世紀後期の長崎における抜荷観」八〇頁)。
- (60) 鈴木康子「天明前期の長崎情勢と長崎奉行の特質」松方冬子編『日蘭交渉史をよみとく』上巻 一九九―一二〇頁。
- (61) 「長崎会所五冊物」『長崎県史』史料編第四 五四―五五頁、『翁草』日本随筆大成 第三期 二四卷 吉川弘文館 一九七八年 三九八頁。
- (62) 松平定信『宇下人言・修行録』(松平定光校訂) 岩波書店 一九四二年 一三九―一四〇頁。
- (63) 高柳真三・石井良助編『御触書天保集成』下巻 岩波書店 一九四一年 六四九頁、「公儀御触書七十三」『旧政府御達留十三』『日本財政経済史料』第二卷 日本財政経済史料研究会 一九七一年 二七〇―二七一頁。
- (64) 鈴木康子「天明前期の長崎情勢と長崎奉行の特質」松方冬子編『日蘭交渉史をよみとく』上巻 一二三―一二四頁、「訳司統譜」『長崎県史』史料編第四 吉川弘文館 一九六五年 五九三―五九四頁、林陸朗『長崎唐通事』吉川弘文館 二〇〇〇年 一九六頁。
- (65) 「訳司統譜」『長崎県史』史料編第四 五九三、六一〇頁。
- (66) 「華蛮交易明細記」『長崎県史』史料編第四 三九八―三九九頁、なお、長崎歴史文化博物館に、これとほぼ同文の史料が所蔵されている(鈴木康子「天明後期の長崎情勢と長崎奉行末吉撰津守利隆」『花園史学』第三五号 二〇一四年 八―九頁)。
- (67) 「外国商法沿革志」(中)『長崎略史』下巻 長崎市役所 一九二五年 四六八―四六九頁。
- (68) 「御触書天保集成」下巻 八四四頁、『日本財政経済史料』第三卷 六一―一頁。
- (69) 「御触書天保集成」下巻 七六一―七六三頁、『日本財政

『経済史料』第三卷 六一—六二頁。

(70) 鈴木康子「天明前期の長崎情勢と長崎奉行の特質」松方冬子編『日蘭交渉史をよみとく』上巻 一二五—一二六頁、

『近世日蘭貿易史の研究』一六六頁。

(71) 「長崎会所五冊物」『長崎県史』史料編第四 一一三頁、森永種夫校訂『続長崎実録大成』長崎文献社 一九七四年一六五頁。

(72) 「長崎会所五冊物」『長崎県史』史料編第四 三〇頁、『続長崎実録大成』一九五—一九六頁。

(73) 高柳真三・石井良助編『御触書天明集成』岩波書店 一九三六年 四九〇頁、『日本財政経済史料』第三卷 九二八—九二九頁。

(74) 「憲法類集」『日本財政経済史料』第三卷 九二九—九三二頁。

(75) 『御触書天明集成』四九〇—四九二頁。

(76) 『御触書天保集成』下巻 四三四頁、『日本財政経済史料』第三卷 九四〇—九四二頁。

(77) 『長崎県史』史料編第四 解題二一八頁。

(78) 同右 三頁。

(79) 記事の上限は享和二年までである(中村質『近世長崎貿易史の研究』吉川弘文館 一九八八年 三七七頁、四一九頁の注一〇を参照のこと)。

(80) 森永種夫・丹羽漢吉校訂『長崎港草』では寛政八年までとしている(長崎文献社一九七三年 四〇七頁)、なお、『増

補長崎略史』上巻(二二三頁)では、『寛政四年十月熊野

正紹長崎港草を著す』とある。

(81) 『長崎県史』史料編第四 解題四頁。

(82) 同右、解題四と、二四七、四一九頁。

(83) 同右 解題七頁。

(84) 中村真一郎『木村兼葭堂のサロン』(新潮社 二〇〇〇年 八六頁)には親戚に薬種商がいることが記されている。

(85) 大槻は同右 三三七、四〇九、四四二、四五〇頁、桂川は同右 四四八—四五〇頁。

(86) 同右 二五三、二五八—二六〇頁。

(87) 同右 二八一—二八二頁。

(88) 佐藤昌介『洋学史の研究』一二二頁。

(89) 同右、『赤蝦夷風説考』一〇頁、長尾久「吉雄耕牛・工藤平助・林子平・松本秀持」『相模女子大学紀要』四三—一九八〇年 五四—五五頁、鳥井裕美子「前野良沢」大分県教育委員会 二〇一五年 九一—九五頁。

(90) 水田紀久・有坂隆道校注『富永仲基 山片蟠桃』日本思想体系四三 岩波書店 一九七三年 七〇—七〇六頁。

(91) 『洋学史の研究』一二二頁。

(92) 『赤蝦夷風説考』一〇頁。

(93) 野間光辰監修 水田紀久編『兼葭堂日記』翻刻編 兼葭堂日記刊行会 一九七三年 三九頁、有坂道子「市井の蘭学—木村兼葭堂にみる—」『日本史研究』第四〇五号 日本史研究会 一九九六年 三八頁。

(94) 『木村兼葭堂のサロン』四〇七頁。

○本研究は、日本学術振興会 科学研究費（基盤研究（C）課題番号二五三七〇八〇四）の助成を受けた研究成果の一部である。